

ブロードバンド・ゼロ地域脱出計画に対する意見

氏名	孫 正義
会社名	ソフトバンク BB 株式会社
住所	東京都中央区日本橋箱崎町 24- 1
連絡先	(電話番号) [REDACTED]
	(電子メール) [REDACTED]

ページ	15
章番号	(地域におけるブロードバンド基盤整備の意義・必要性)
項番号	2 (ブロードバンド基盤整備を「地域において」行う意義)
意見等	「インフラとしての光ファイバ網に対しては、地上デジタル放送導入後の難視聴対策にも利用できるものと期待されている」との記述がありますように、せっかく整備された通信インフラは多角的に有効活用されることが望まれます。そのためには、通信インフラを用いた放送においても地上波放送の再送信のルール整備を行う(例えば有線テレビジョン放送法における再送信同意に関する大臣裁定のような制度)等、円滑に再送信するための環境を整備することが不可欠である旨を明記した方がよいのではないかと考えます。
理由	電気通信役務利用放送は新しく制度化された放送であることから、円滑に地上波放送を再送信するルールが未整備であり、現状では放送できないため。

ページ	20
章番号	(地域におけるブロードバンド基盤整備の意義・必要性)
項番号	2 (ブロードバンド基盤整備を「地域において」行う意義)
意見等	ブロードバンドの利用による経済効果、及びデジタル・ディバイドを放置した場合の負の効果の試算値については、あくまで一つの参考値である旨を明記するとともに、今後の研究会で更に検討する旨を記述すべきと考えます。
理由	算定方法の妥当性については、議論が熟していないと思われるため。

ページ	31
章番号	(地域におけるブロードバンド基盤整備に関する課題と対応)
項番号	5 (事業者との協議・調整)
	*他に 44 ページ 章 10 項も関連箇所
意見等	<p>今回の中間報告は、地方公共団体がブロードバンド基盤整備に取り組む場合の課題や方策について取りまとめたものでありますが、事業者の立場から意見を述べさせていただきます。</p> <p>事業者のある地域に対するサービス未提供の原因として、県内バックボーン回線がない、または不足しているという設備上の問題があげられています。</p> <p>接続事業者が ADSL や FTTH サービスを提供する場合、NTT 東西の中継ダークファイバを借用してバックボーンを構築するケースが多くありますが、借用できない場合の解決手段としては WDM 導入によって少ない光ファイバを活用する、もしくは 地方自治体等が設置した光ファイバを使う方法が考えられます。</p> <p>WDMを導入する場合には、WDM の装置を購入し、設置工事を行うための追加的費用が必要になります。</p> <p>また、地方自治体等の光ファイバを利用する場合は、光ファイバは NTT 局舎に入線していないため、県内バックボーン回線として利用するためには、ケーブルの敷設と NTT 局舎への引き込み工事が必要となり、多大な時間と費用がかかります。</p> <p>このため地方自治体と事業者、および事業者間の費用負担、及びとう道、管路、電柱利用に関するルールの検討が必要であると考えます。</p>
理由	<p>現在、地方自治体が行っている RT 局のコロケーションスペースの拡張に対する助成等に比べて、県内バックボーンの整備の為には、多大な費用が必要となる等、従来の補助金の枠組みでは解決が難しいことも考えられるため。</p>

ページ	43
章番号	(地域におけるブロードバンド基盤整備に関する課題と対応)
項番号	9 (効果的な支援措置) (2)
意見等	<p>後段については、次のような表現が望ましいと考えます。</p> <p>「こうした場合、特にRT局内で顕著であるが、適正な手続きを経て、RT局隣接スペースを安価で貸与できれば、事業者にとって有効なインセンティブとなる。また、電源容量の増大について、適正な費用負担のルールが国によって定められれば、事業者にとって有効なインセンティブとなる。」</p> <p>なお、報告書案では、「収容局舎が狭隘である場合に、必要な電力容量を確保できないことがある」と読めますが、収容局舎が狭隘でなくても必要な電力容量を確保できないことがあります。</p>
理由	<p>事業者がADSLサービスやFTTHサービスを提供するためには、NTTビルにコロケーションすることが必要であり、NTTビルから離れた公的施設内部の空間を利用することはできません。</p>

以上